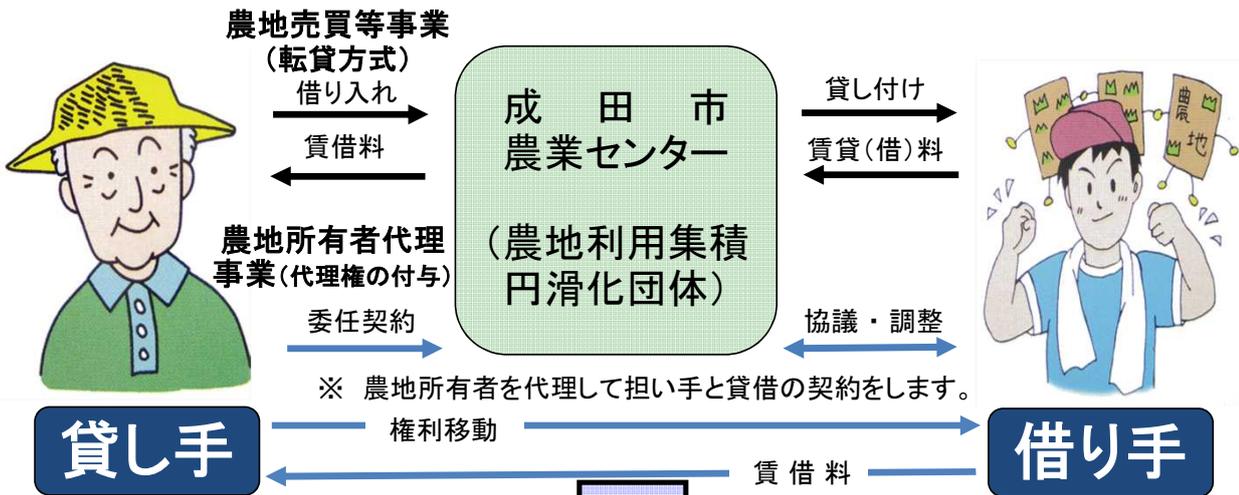


農地を貸したい方・借りたい方 農業センターにご相談を！！

貸し借りの仕組み

農業経営基盤強化促進法に基づく
農地所有者代理事業と
農地売買等事業の契約があります。



農地の貸し手のメリット

- ① 農地を貸しても、農地法の許可が不要です。
- ② 手続きは農業センターが行うので、手間がかかりません。
- ③ 期間が終了すると、農業センターが責任を持って農地をお返します。
(更新することもできます。)

農地の借り手のメリット

- ① 契約した期間は安心して耕作できるので、中長期的な営農計画が立てられます。
- ② 農業センターが事務手続きを行うので簡単です。
- ③ 利用権の再設定により継続して借りることもできます。

期間終了前に通知

農業センターでは、貸し借りを行なっている農地について、その権利関係等に関する記録をしっかりと保管します。また、貸し借りの期間が終了する時は、事前に貸し手、借り手にその旨の通知がありますので、貸し借りを更新するか、終了するか、その都度 決定できます。



農地の貸し借りに関するご相談、お問い合わせは お気軽に農業センターまでお寄せ下さい。

(公財)成田市農業センター

〒286-0844

成田市宝田912番地1

JA成田市経済センター2階

TEL22-6581 FAX22-6580

※対象は合併前の成田市内になります。